

令和元年 5 月 21 日

千葉県知事	森田 健作 殿
千葉県副知事	高橋 渡 殿
千葉県副知事	滝川 伸輔 殿
千葉県教育長	澤川 和宏 殿
千葉県健康福祉部長	横山 正博 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪  
をなくす会 代表理事(弁護士) 後藤 啓二

児童相談所と警察との全件共有と連携しての対応の必要性とメリットについて

児童相談所と警察との全件共有と連携しての対応につきましては、心愛さん事件後に千葉県知事あてに二度要望書を発出し、担当課長には一昨年 9 月から要望しておりますが、いまだ受け入れていただいております。その必要性とメリットについて、心愛さん事件に即して説明すると次のとおりです。

担当課長には一昨年から何度も説明しておりますが、知事、副知事、教育長、部長の皆様を果たして正確に伝わっているのか、伝わっているならば、子どもの命により大きな責任をお持ちの千葉県の最高幹部の皆様が拒否されるはずがないと疑問に感じ、本書面を差し上げました(児童生徒の安全に関わることで教育長様含め)。

宜しくご検討賜り、救えたはずの心愛さんを救えなかった今般の千葉県の対応を重く受け止め、先進的な多くの他府県の取組に倣い、子どもたちを虐待から守るため児童相談所と警察との全件共有と連携しての対応を速やかに受け入れていただきますようお願い申し上げます。

記

1 心愛さん事件において児童相談所(以下「児相」)が警察に連絡すべきだった時点は次のとおりである。

○1 回目 学校から児相に通報があった時点

この時点で児相が警察に連絡していれば、心愛さんは父親から何回も殴られていたと訴え、明らかに犯罪に該当し心愛さんが危険な状況にあったのであるから、警察が父親を刑事事件として立件する(逮捕するかは悪質性による)ことにより、心愛さんの安全が確保されるとともに、父親に対して大きな虐待の抑止力となった。

また、刑事事件としての立件はしない場合でも警察から父親に警告するだけでも父親に対する虐待の抑止力となる。その後も家庭訪問することで、さらに心愛さんの安全は図ることができた。父親の虐待が再発することもありうるが、その後も警察が夜間自宅の付近をパトロールすることにより、心愛さんの悲鳴に気づき心愛さんを救うことができた可能性がある。

○2 回目 一時保護を解除しようとする時点

せめてこの時点で児相が警察を含め関係機関に連絡していれば、危険な父親であることは明らかであるから、一時保護を解除しようとする意向を聞けば、警察を含め関係機関は全力で止めた。児相がそれを無視しない限り結愛さんは虐待死させられることはなかった。

○3 回目 心愛さんが長期欠席した今年の 1 月の時点

最悪でもこの時点で児相が警察に連絡していれば、警察が直ちに家庭訪問し衰弱していた心愛さんを緊急に保護することができた。

2 (1)以上から、心愛さん事件の再発防止のためには、児相が警察と情報共有し連携して対応することが不可欠である。情報共有すべき時期・方法は次のとおり。

- ① 緊急な対応を要する案件は直ちに警察に連絡(本件では 1 回目と 3 回目)  
子どもにけが・衰弱・性的虐待の疑いが認められる場合、面会拒否、長期欠席、同居人の出現、通報先不明等危険な状況にあると推測できる場合  
⇒直ちに警察が家庭訪問し子どもがけが・衰弱していれば緊急に保護
- ② 上記以外の場合は、前月に把握した案件の概要を毎月 1 回 USB 等で連絡  
⇒110 番通報、DV 対応、迷子・家出少年の保護等の際に虐待を見逃さず対応
- ③ 一時保護を解除しようとする場合は事前に連絡(本件では 2 回目)  
⇒警察のみならず市町村、学校、病院等にも連絡し安全性を慎重に判断

① 及び③の時点での情報提供の必要性は、心愛さん事件の教訓から明らかである。

(2) 次に、②が必要な理由は次のとおりである。

親が虐待を隠すことは通例で、子どもは自ら被害を訴えられないのであるから、通報を受け 1 回や 2 回家庭訪問しただけで虐待リスクの正確な判断は、神ならぬ人間の身で不可能である。このことは児相職員のみならず、警察、市町村、学校、病院等あらゆる機関も同様である。児相が当初①とは判断しない事案でも子どもが危険な状況にある案件は当然多数存在するのであり、千葉県でも何度も判断を誤り、虐待死に至らしめていることはご承知のとおりである。また、その後の親の精神状態の悪化、暴力的な男との同居等により危険な状況となる事案も同様に多数存在する。そうだとすると、当初①と判断した事案以外の案件(②の案件)が子どもが安全であり、警察と情報共有する必要がないとの判断は、明らかに子どもを危険にさらすものである。実際に、これまで児相が関与しながら虐待死に至らしめた事件の多くは、当初児相が「これは虐待ではない。緊急性が低い」と判断し、警察に情報提供しなかった事例である。

情報提供を受けた警察は、自ら把握した案件とともに児相から提供を受けた案件を本部通信指令室、警察署に登録する。虐待家庭に係る 110 番通報等がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合等において、対応する警察官は虐待家庭であることを把握した上で臨むことになることから、親から「夫婦喧嘩です」などと言われ騙されることのないよう対応でき、警察官が子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるようになる。

児相が把握している家庭に 110 番が入り警察が対応しながら、警察が児相から知らされていなかったため親に騙され、虐待を見抜けずその直後に虐待死させられた事件として、東京都葛飾区愛羅ちゃん事件がある。大阪市西淀川区聖香ちゃん事件も同様である(学校が警察に知らせなかった事案)。また、児相が把握し対応しながら警察に情報提供していない家庭につき 110 番が入ったものの、通報者が家庭の所在が分からず警察も分からないまま、子どもが餓死させられた埼玉県三郷市健太ちゃん事件がある。児相が警察と事前に情報共有していれば、警察は家庭の所在が分かり救うことができた。昨年全件共有を実施した埼玉県では、昨年同様の通報があったが、全件共有していたことから、警察はその家庭の所在が分かり無事対応することができた。児相が警察と全件共有しない限り、このような事案で警察が対応できずみすみす子どもを救えないという事案が起こってしまうのである。

さらに、警察が 110 番等で虐待家庭に対応した場合にはその状況を児相に通報することにより、児相はその状況を踏まえ一時保護等の判断がよりの確にできることとなり、児相にとっても大変なメリットとなる。児相だけで子どもを見守るよりも、多くの目で、警察等多くの関係機関で子どもに危険な兆候がないかを見守ることとした方が、子どもが守られることは火を見るよりも明らかである。

これに対して、情報共有の範囲を、千葉県のように、職員の主観(「緊急度アセスメントシート評価 AA」のものなど)で限定することは、1回や2回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断が可能だという前提に立つもので極めて不合理である。現場の職員に「スーパーマン」になれと求めるようなものであり、職員に無理を強いている。そして、当然のように虐待リスクの判断を誤り、多くの被害児童を警察と連携して守られる対象から外し、警察に虐待見逃しリスクを生じさせ、かつ、児相にとってもそれらの案件につき警察から得られるはずの情報をあえて拒否することとなっている。そして、判断を誤り救えるはずの子どもを虐待死に至らしめては、「専門的能力が不十分だった」などと言い訳を繰り返すのであるが、そもそも職員の主観で虐待リスクを判断し、重要と判断したもの以外は警察を排除して児相だけで対応するということが子どもを危険にさらす対応であり、職員にも無理を強いる、不合理極まりないものなのである。

以上から、②についても、情報提供が必要なことは明らかである。

3 以上から、児相が把握した虐待案件について、当初の段階で子どもが危険な状況にあると判断できる案件はもちろんのこと、当初はそのようには判断できない案件についても情報共有の上連携して活動を行う必要がある。このような全件共有と連携しての活動は、高知、大分、広島、茨城、大阪、愛知、埼玉、神奈川、群馬等 20 の府県・政令市で既に行われ、効果を上げている。また、全件共有と連携して対応することで、児相の業務の軽減のみならず、これまで無理を強いられていた現場の職員の心理的な負担の軽減が図られることにもなる。全件共有は第一歩にすぎない。全件共有を機に、児相と警察が互いの業務を理解し信頼関係を構築し様々な連携が可能となり、より一層子どもを守ることができることとなる。

以上の説明につき、ご質問等あればご遠慮なく下記までお願いいたします。以上につきご理解いただけるならば、児相と警察との全件共有と連携しての活動を受け入れていただけるものと確信しております。

なお、本書面は公表いたしますのでご承知おきくださいませ。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B 代表理事 後藤啓二(弁護士)

tel 03-6434-5995 fax 03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp